

平成21年5月27日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2006年度～2008年度
 課題番号：18530005
 研究課題名（和文） 司法書士の簡裁代理権行使／不行使の社会的要因と、「法の非主題化」への影響
 研究課題名（英文） The impact of Judicial Scriveners' Attorney-ship on Citizens' "Subjectification of Law"
 研究代表者
 上石 圭一（AGEISHI KEIICHI）
 新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授
 研究者番号：80313485

研究成果の概要：

簡易裁判所での司法書士による代理権行使の件数は近年、増加しているが、その多くは金融機関からの金銭消費貸借の債務者側に関するものが占めており、そのなかでも過払い利息返還請求に関するものが多い。これは比較的定型的な要素が強く、かつ件数としても大量に存在することが大きい。その一方で、もめ事を抱えた市民が、最初に誰に相談するかは、その後、祖その問題がどのように処理（終結）されるかに大きな影響を及ぼしているにも関わらず、司法書士に認められた代理権行使は、簡易裁判所におけるその他の領域では、活発ではない。それは、司法書士の側に、訴訟代理をすることへの意欲が必ずしも高くなく、司法書士利用が問題を抱えたときの利用に偏っていることもその一員である。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	500,000	0	500,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,500,000	300,000	1,800,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法の非主題化、法の主題化、準法曹、司法書士、簡裁代理権

1. 研究開始当初の背景

(1)研究開始当初は、地方裁判所の支部管轄圏内に弁護士が〇人、もしくは1人しかいない、いわゆる「01地域」は、日本弁護士連合会や各地の弁護士会はこれの解消に努めていたが、複数存在していた（2008年6月に解消）。その一方で、(2)司法書士に一定の条件の下で簡易裁判所での代理権が認められるようになり、司法書士会は、司法書士会をあげて簡易裁判所代理権の取得をおしす

めており、実際に簡裁代理権を取得した司法書士の数が増加していたものの、民事裁判で実際に司法書士が代理権を行使した件数は、きわめて少数にとどまっている状態にあった。

他方、本研究の研究代表者は、科研費・特定領域「法の非主題化の分布とその社会的要因」（代表：南方暁）の調査研究の一環として、法の非主題化／非主題化を決定する要因を明らかにするプロジェクトに従事してい

た。その過程で、法の専門家へのアクセスの容易さが、問題を抱えた市民が、その問題を解決する際に、法を主題化させるか、非主題化させるか、を決定する重要なファクターとなりうる可能性を検討すべきではないかと考えるに至ったが、それは実証的な研究がなされているものではなかった。

2. 研究の目的

司法制度改革の一環として、法科大学院制度の導入による法曹時能の大幅増員とともに、司法書士にも一定の条件の下に、簡易裁判所での代理権が認められることになった。弁護士過疎の01地域問題が解消しても（実際に解消したが）、全国的に見ると、とりわけ大都市以外では、弁護士数はきわめて少数にとどまっており、市民にとってアクセスが困難である状態は変わらない。そうである以上、問題ごとを抱えた市民にとっては、その問題を法的に解決するにせよ、法的には解決しないにせよ、簡易裁判所において弁護士と同様に代理権を行使することのできる司法書士の果たす役割が重要な意味を持つてくることは論を待たない。

そこで、この研究では、簡裁代理権を取得した司法書士のうち、いかなる者が、いかなるケースにおいて、実際に簡裁代理権を行使しているのか、また、司法書士会をあげて簡裁代理権の取得を目指しているにも関わらず、大半の司法書士は、実際には簡裁代理権を行使していず、また行使する意思がない（ように見える）のは、なにゆえなのかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

文献研究の面では、紛争経験や紛争の展開、法律家へのアクセスに関する内外の先行研究について、文献を通して検討した。

また、先述の科研費・特定領域研究で実施した「民事紛争全国調査」のデータの分析により、市民の行動という観点から、量的に把握するとともに、司法書士を始めとする法律関係者への面接調査を実施し、得られたデータを分析・検討した。

こうした手法をとることによって、市民による司法書士の利用、それによる司法書士の簡裁代理権の行使／不行使と、市民によるもめ事の解決方法との関連を、量的方法と質的方法の両面からとらえることを目指した。

4. 研究成果

研究をはじめた当初は、司法書士が簡裁代理権行使を行使した件数はきわめて少数にとどまっていたが、その後、大幅に件数が増

加した。このうちのほとんどが、金銭債権の債務者による過払い利息返還に関連するものであった。また、研究の出発点には、地方裁判所支部の管轄区域内に弁護士が1人以下しかいない01地域が複数箇所存在していた。だが、その後、弁護士会による「ひまわり基金公設事務所」の設置や、弁護士の大量増員により、01地域は解消した。

問題を抱えた市民にとっては、司法書士といえども、弁護士と同様にアクセスが容易ではない。だが、司法書士の方がより過疎地域であってもアクセスが可能な状態にある。その意味で、司法書士の方が弁護士と比べると、地方においては、よりアクセスが容易な可能性がある。

ところで、司法書士による簡易裁判所の代理権取得は、それが実際に簡易裁判所において代理権を行使することが、その目的であるとするならば、単に簡易裁判所の管轄圏内に入っているというだけではなく、現実的に業務の一環として、簡易裁判所に出向き、代理権を行使するような事態がそれなりに見込める地域に限定されるはずである（簡易裁判所代理権の取得には金銭的にも時間的にもコストがかかるため、そうでなければ、経済合理的には説明がつかないことになる）。しかしながら現実には、司法書士の数自体が多くないこと、弁護士ほどではないにせよ過疎地域には司法書士がほとんどいない地域もあること、ごく近年になるまで司法書士の広告もほとんど行われてこなかったこと、そして今日でも、司法書士の広告は金銭消費貸借の債務者に向けて、借金の整理を行うことを謳う者が中心であることなどから、司法書士による簡裁代理権取得は、それを実際に行事することだけを目的としているわけではないと考えられる。この点については、実際に簡裁代理権を取得した司法書士より、市民を対象とする法律相談活動を行う際にも有益であるとの意見が聞かれたことから、確認できた。

まず、簡裁代理権を獲得して、それを行使している司法書士や、紛争関係者を対象として面接調査を実施した。調査を開始した当初と比べると、簡裁において司法書士が簡裁代理権を行使する件数が急増していることが統計的には確認されるが、面接調査によれば、司法書士が簡裁代理権を行使するケースの多くが、サラ金関係の事件になっていることが確認された。

司法書士が簡裁代理権の取得を目指していた当時とは、優勝の法律相談に乗ることが可能になる等が期待されていたが、これらについては、必ずしも増加しているとは言えないように思われた。ただし、サラ金問題関係を始めとする債務整理などに関わる問題では、司法書士がかなりの業務をこなしてい

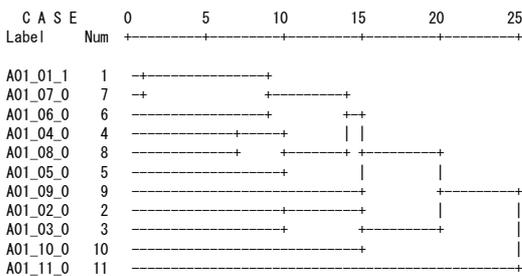
る関係で、こうした問題については、現実にかんがりの需要があるようである。

司法書士が簡裁代理権を獲得したことにより、有償で合法的に法律相談に乗ることが出来るようになり、債務整理などの問題については、相談にかんがり乗っているし、実際に簡裁で代理権を行使してきていることがわかった。

そこで、司法書士による簡裁代理権取得が、実際には有償での法律相談の根拠となりうることも考慮して、司法書士に対する市民のアクセスという点にも、着目することにした。

まず、特定領域研究「民事紛争全国調査」において得られたアンケート結果のデータを分析して、市民による準法曹利用の状況を確認することから始めた。司法書士の広告がほとんど街にない以上、司法書士への市民のアクセスは、市民が司法書士をどの程度知っているかが大きな要素となるはずである。しかしながら、困り事を抱えたときに、相談できるような準法曹－「民事紛争全国調査」では、司法書士のみを独立して扱っていないため、司法書士が含まれる「準法曹」の項目で分析－を知っている、あるいは準法曹に対してアクセスする「つて」を持っているという者は、約3分の1（33.2%）にとどまっていた。法曹について知っていたり、「つて」のある者の割合は25.7%であることと比べると、多少、市民にとっては、司法書士などの準法曹の方がアクセスしやすいものの、大きな差があるとは言えない状態であった。しかも、法曹を知っていたりつてのある者は、準法曹についても、知り合いがいたり、「つて」があるものが多く、逆に、法曹に対する「つて」のない者は、準法曹に対しても「つて」のないものが多かった。

他方、一般市民の紛争経験の傾向については、もめ事を経験する傾向には一定の傾向がある可能性があることも、分析の結果分かった（下図は、「民事紛争全国調査」データにつき、Jaccard法により距離行列を作成し、最遠隣法にてクラスター分析を実施）。具体的には、司法書士が実際に実務上、最も関与していると思われる金銭官界の問題の場合、労働・雇用関係と家族・親族関係の問題とクラスターを形成しており、これらの問題を



験している可能性が高いことが明らかになった。

つぎに、困り事を抱えた市民のうち、司法書士（準法曹）に対するつてのある者と、ない者として、相談行動に違いがあるかどうかを検討した。

その結果、一般的に考えられているのとは異なり、「相談する法曹がいるか、つてがある、いない」、「相談する準法曹がいる、つてがある、いない」と、実際の相談行動との間では、相談する法曹や準法曹がいる者の

クロス表

		QF10 paralegal			合計
		1 acquainted	2 can be introduced	3 neither	
Q12 no counseling	1 asked no one	度数 205	101	541	847
	Q12 no counseling の %	24.2%	11.9%	63.9%	100.0%
	QF10 paralegal の %	35.9%	34.6%	39.5%	37.9%
2 asked anyone	度数 360	190	320	1370	
	Q12 no counseling の %	26.3%	13.9%	59.9%	100.0%
	QF10 paralegal の %	63.0%	65.1%	59.9%	61.4%
9 non effective ans.	度数 6	1	8	15	
	Q12 no counseling の %	40.0%	6.7%	53.3%	100.0%
	QF10 paralegal の %	1.1%	.3%	6%	7%
合計	度数 571	292	1369	2232	
	Q12 no counseling の %	25.6%	13.1%	61.3%	100.0%
	QF10 paralegal の %	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

方が、実際に相談している割合が高かった（下図参照）。

つまり、準法曹を知っている／つてがあることが、実際に誰かに相談するかどうかには影響を及ぼしている。さらに、準法曹を知って

クロス表

		QF10 paralegal			合計
		1 acquainted	2 can be introduced	3 neither	
Q12 other legal profession	1 asked advice	度数 32	9	10	51
	Q12 other legal profession の %	62.7%	17.6%	19.6%	100.0%
	2 did not ask	度数 539	293	1359	2191
	Q12 other legal profession の %	24.7%	13.0%	62.3%	100.0%
合計	度数 571	292	1369	2232	
	Q12 other legal profession の %	25.6%	13.1%	61.3%	100.0%

いることが、実際に準法曹に相談するかどうかとの関係を見てみると、次の通りであった。
($\chi = 0.000$)

このことから、相談することのできる準法曹がいることは、実際に準法曹への相談行動を引き起こす可能性があることがわかった。

そこで、次に法曹や準法曹を始めとする法律家への相談が、その後の行動にあたる影響を検討した。

まず、法律相談を受けることが、次の相談行動／非相談行動に与える影響を調べたところ、最初に法律相談を受けた者は、半数近くがそれ以上は相談を受けることなく、新た

法律相談		152	
2回目の 利用相談 機関	それ以上相談せず	72	47.4%
	法律相談	36	23.7%
	行政機関相談	13	8.6%
	うち警察	3	2.0%
	民間相談機関	11	7.2%
	うち保険会社	6	3.9%
	家族・知人・同僚	20	13.2%

な相談機関を利用した場合も、法律相談を利用する割合が、他の相談機関利用と比べて圧倒的に高かった。

とりわけ、弁護士に相談した場合には、60%がそれ以上の相談機関利用をしておいた。他方、自治体の法律相談を利用した場合には、7割近くが新たに相談機関を利用しており、その内訳は、行政機関と法律相談機関とに分かれていた。法律相談機関のうち、法律専門家に相談した者は、当該法律専門家に対して、「対応策を教えてくれた」「手続を教えられた」「相手に働きかけてくれた」などの評価が多く、このことから、法律専門家に対して相談した場合には、それ以上の相談機関を利用する必要が薄くなったために、他の相談機関を利用しないものと思われる。

これに対して、最初に行政機関の相談を利用した場合には、「役に立たなかった」という評価が多く、しかも相談者の半数近くが別

		行政機関相談		439
2回目 の利 用相 談機 関	それ以上相談せず	241	54.90%	
	法律相談	33	7.52%	
	行政機関相談	18	4.10%	
	民間相談機関	104	23.69%	
	うち保険会社	88	20.05%	
	家族・知人・同僚	43	9.79%	

の相談機関を利用していた（民間相談機関利用のうちの約8割を保険会社がしめるのは、事件・事故の問題が多くを占めているため）。

このように、だれに相談するかが、もめ事の当事者のその後の行動に大きな影響を及ぼしている可能性のあることが、統計分析から明らかになった。具体的には、弁護士や司法書士を始めとする法律専門家に相談した場合には、さらに別の法律専門家に尋ねるなど、法の主題化が図られるのに対し、最初に行政機関に相談した場合や民間機関に相談した場合には、法の主題化が図られにくいということであった。なお、年齢や学歴、性別、法律学の勉強の有無などは、こうした行動には有意な影響は見られなかった。

しかも、このように、司法書士のような法律家の利用は、問題の終結状況にも影響を及ぼしている可能性があることも明らかになった。すなわち、法律専門家を利用したの方が、裁判手続などを利用する割合が高かった（ただし件数が少ないため、有意性の検定などはできない）。

これらの分析から、市民が問題の解決のあめに司法書士を利用することは、当該問題の解決にあたって、「法の主題化」をもたらす可能性が高める傾向があるといえることができる。

しかしながら、その一方では、現実の司法書士の活動は、現在のところでは、クレ・サラ問題の解決に圧倒的に偏っている事も確かである。司法書士による簡易裁判所での代理権行使の割合は、平成19年時点で6.8%程度（少額訴訟の場合には、1.6%程度）にとどまっているが、その内訳を見ると、司法書

士の利用は圧倒的に、原告側代理人に偏っている（平成19年度データでは、原告側に就いたケースが60104件、被告側は2340件）。もともと民事訴訟においては本人訴訟の割合が高いものの、弁護士と比べた場合でも、原告側代理人となることが多いのは、司法書士の活動が金銭消費貸借問題に偏っていることによるところが大きかった。

以上より、司法書士による簡裁代理権行使／不行使の要因およびそれが「法の主題化／非主題化」に及ぼす影響について、次のようにまとめることができる。

(1) 司法書士が簡裁代理権行使／不行使の要因は、もともと簡裁代理権取得が、それ自体の行使を目的としているわけではないことに起因するところ大きい。(2) 簡裁代理権の行使のほとんどが、原告側代理人としての活動である。このことは、市民による司法書士利用が、法律相談とその延長としての簡裁利用によるためである。言い換えるならば、訴訟に持ち込まれた際に、被告当事者が司法書士を利用するという動きにはほとんど繋がっていない。(3) 市民による、司法書士の利用は、圧倒的に金銭問題に偏っている。これは、近年のクレ・サラ問題の解決に司法書士が関わっているところ大きく、簡裁代理権を司法書士が取得したからといって、裁判所関連で弁護士が行っている活動全般に対応するような簡裁関連業務全般を、司法書士が行うにはいたっていない。その結果、(4) 司法書士の活動は、問題を抱えた市民がその問題を「法の主題化」するに役立っているものの、その恩恵は、弁護士と同様、一般市民に広く及んではない。ただし、(5) それはクレ・サラ問題の過払い金返還業務が増大した昨今に特有の事情である可能性もあり、司法書士が市民の法の主題化に、どこまで貢献しうるかは、今後の検討課題である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計 3件）

① Keiichi AGEISHI "The Impact of the First Advice on Citizens' Subsequent Advice Seeking Behaviors", The Annual Meeting of the Research Committee of the Sociology of Law, (ミラノ大学) 2008年7月10日

② 上石圭一 「相談行動が紛争処理に与える影響」日本法社会学会平成20年度学術大会（神戸大学） 2008年5月10日

③ 上石圭一 「互相交錯的"学校の理論"と"学生家長的理論"—基于蛮横父母の問題」中日児童教育与教師発展検討会（北京師範大学教育学

院) 2008年4月28日

〔図書〕(計 2件)

- ①木佐茂男・宮澤節生・佐藤鉄男・川嶋四郎・水谷規男・上石圭一『テキストブック現代司法 第5版』(日本評論社、2009年) P314
- ②宮澤節生・武蔵勝宏・上石圭一・大塚浩『ブリッジブック法システム入門』(信山社、2008年) P340

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上石 圭一 (AGEISHI KEIICHI)

新潟大学・人文社会・教育科学系・准教授
研究者番号：80313485

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし